

学則について

学則で定める項目

学則は、大学設置認可申請の際と一緒に提出しなければならない資料であり、定めるべき項目は、学校教育法施行規則で規定されている。

第4条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

- 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項
- 二 部科及び課程の組織に関する事項
- 三 教育課程及び授業日時数に関する事項
- 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- 五 収容定員及び職員組織に関する事項
- 六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- 七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
- 八 賞罰に関する事項
- 九 寄宿舍に関する事項

ただし、上記以外の項目であっても、他大学の学則を参考にしながら規定を整備する。

検討の進め方

【検討方法】

定めるべき項目が多いため、項目を3つに分け、区分毎に検討委員会で検討する。

【検討の範囲】

申請後に文科省から質問されることが想定されるため、学則上「別に定める」とする場合でも、一定程度の方向性を確認する。

【スケジュール】

・設置認可申請の直前の検討委員会（9月予定）で最終確認をする。

開催予定時期		1月	4月
検討内容		・下記●印事項	・1月検討の修正事項を確認 ・下記●印事項
大項目	小項目		
総則	目的	●	
	自己点検・評価	●	
組織	学部・学科・定員	●	
	付属機関	●	
	事務局		●
	委員会	●	
福利厚生	福利厚生施設	●	
運営組織	職員	●	
	名誉職等	●	
	教授会等運営組織	●	
学年、学期等	学年	●	
	学期	●	
	休業日	●	
修業年限等	修業年限	●	
	在学年限	●	

開催予定時期		4月
検討内容		・1月検討の修正事項を確認 ・下記●印事項
大項目	小項目	
入学	入学の時期	●
	入学資格	●
	入学の選考	●
	再入学	●
	転入学	●
	編入学	●
	入学	●
授業科目、履修方法	授業科目	●
	履修登録の上限	●
	組織的な研修体制	●
	試験	●
	成績評価	●
他大学等での履修の扱い	●	
休学、復学等	休学	●
	復学	●
	転学	●
	留学	●
	退学	●
	除籍	●

開催予定時期		4月	7月
検討内容		・1月検討の修正事項を確認 ・下記●印事項	・これまで検討の修正事項を確認 ・下記●印事項 ・学則内容をほぼ決定
大項目	小項目		
卒業	卒業要件	●	
	学位	●	
授業料	授業料等	●	
賞罰	表彰		●
	懲戒		●
研究生	研究生		●
	科目等履修生		●
	聴講生		●
	特別聴講生		●
共同研究等	特別聴講生		●
	留学生		●
共同研究等	共同研究等		●
公開講座	公開講座		●

1 総則

(1) 目的

三条技能創造大学は、広く知識を授け、地域との共創による“ものづくり”の知識及び技術を有する人材を養成し、地域との連携による教育研究を通じて、地域社会と産業の発展及び社会への貢献に寄与することを目的とする。

(2) 自己点検及び評価

- ①当大学の教育研究水準の向上を図るとともに、上記の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況の点検及び評価を行う評価委員会を設置し、その結果を公表する。
- ②実施体制等は、別に規程を設け定める。

別規程で定める内容の方向性（案）……今後詳細を検討

・点検及び評価は、委員会を設置して行う。

①委員会構成員（案）

委員	人数	備考
学長	8人 以内	兼理事長
学部長		兼理事
地域連携キャリアセンター長		
図書館長		
事務局長		兼理事
学長が必要と認めた者		

②所掌事項（案）

- ・自己点検、評価の項目の決定に関すること。
- ・自己点検、評価の実施に関すること。
- ・自己点検・評価結果に関する報告書の作成、公表及び活用に関すること。
- ・その他自己点検・評価に関し必要な事項

2 組織

(1) 学部・学科の定員

名称	入学定員	収容定員
工学部 技術・経営工学科	80人	320人

(2) 附属機関

- ・図書館、地域連携キャリアセンターを置き、各機関に館長、センター長を置くことができる。
- ・事務局を置く。
- ・必要な事項は、別に規程を設け定める。

別規程で定める内容の方向性（案）……今後詳細を検討

① 図書館

ア 目的

当大学における教育、研究、学修等に必要な図書及びその他の資料を収集、整理、保存し、本学の学生及び教職員その他の利用に供するとともに、その教育、研究、学修等の発展と充実に寄与することを目的として図書館を置く。

イ 業務内容

- ・図書の管理
- ・利用者サービス業務（レファレンス、利用案内、文献検索指導等）
- ・大学の研究成果の集積と発信
- ・その他業務（館内の整備、図書館システムの管理等）

ウ 体制

図書館長を置くことができ、専任教員の中から学長が任命する。任期は2年とし、再任を可能とする。

エ 運営委員会

図書館運営委員会を設置し、図書整備の計画及び予算に関する事項、その他図書館の運営に関する重要事項を審議する。

（構成員案）

委員	人数	備考
図書館長	6人以内	専任教員
専任教員（2名）		
事務局長		
学長が必要と認めた者		

②地域連携キャリアセンター

ア 目的

産学連携実習を円滑に進めるために企業との調整を行うとともに、学生のキャリア形成並びに就職支援を行うことを目的として地域連携キャリアセンターを置く。

イ 業務内容

- ・産学連携実習の受入事業所の確保に関すること。
- ・受入事業所との連絡調整に関すること。
- ・学生のキャリア教育支援に関すること。
- ・学生の就職支援に関すること。
- ・共同研究に関する企業との窓口に関すること

ウ 体制

- ・地域連携キャリアセンター長を置くことができ、学長が任命する。
- ・任期は2年とし、再任を可能とする。

エ 運営委員会

地域連携キャリアセンター運営委員会を設置し、キャリアセンターの運営に関する重要事項を審議する。

(構成員案)

委員	人数	備考
地域連携キャリアセンター長	6人以内	
専任教員（2名）		
事務局長		
学長が必要と認めた者		

③事務局

機構、所掌事務等は別途検討する。

(3) 教職員体制

- ・学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

(4) 学部長

工学部に学部長を置き、専任教授の中から学長が任命する。

(5) 名誉教授及び客員教授等

- ・名誉教授の称号を授与することができる。
- ・客員教授等を置くことができる。
- ・必要な事項は、別に規程を設け定める。

別規程で定める内容の方向性（案）……今後詳細を検討

種類	条件
名誉教授	・大学の創設及び発展に寄与した者 ・教授として7年以上勤務し、特に功績のあった者 ・学長として大学運営に特に功績のあった者 ・7年に達しなくとも特に顕著な績のあった者
客員教授、客員准教授	・学長は、あらかじめ教授会の意見を聴き任命する ・身分は非常勤とし、任期は1年以内とする。
特任教員	・学長の特命事項に係る教育研究指導に従事する者を任命できる。 ・特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教を置くことができる。

(6) 教授会

- ・教授会を置く。
- ・学部長、専任教授で組織することとし、専任教授以外の教職員を加えることができる。
- ・必要な事項は、別に規程を設け定める。

別規程で定める内容の方向性（案）……今後詳細を検討

【所掌範囲】

学長が決定する次の事項に対し、意見を述べることができる。

- ・学生の入学及び卒業
- ・学位の授与
- ・学長から諮問を受けた、教育研究に関する重要事項

(7) 福利厚生施設

健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、医務室を設ける。

3 学年、学期及び休業日

(1) 学年

学年は4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(2) 学期

ア 前学期 4月1日～8月31日

イ 後学期 9月1日～3月31日

(3) 休業日

ア 土曜日、日曜日、国民の祝日、創立記念日（例えば大学建設前の祈願祭日や大学施設の竣工日等）

イ 春季休業、夏季休業、冬季休業を設け、学年の初めに学長が期間を定める。

ウ 臨時に休業日を設け、又は休業日に授業ができる。

4 修業年限等

(1) 修業年限

4年

(2) 在学年限

ア 8年を超えて在学ができない。

イ 再入学生、転入学生、編入学生、海外へ留学した学生は、学長が決定する在学すべき年数の2年に相当する年数を超えて在学ができない。

※再入学、転入学等の規定は今後検討する。ここでの「転入学生」とは他大学等に在学しており、本学へ入学する者を想定しており、「編入学生」とは、他大学を卒業又は中退した者で、本学へ入学する者を想定している。ただし、高専卒業後に3年への編入は想定していない。